

## 豊中市放課後の学習支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小学校及び義務教育学校（以下「実施校」という。）の余裕教室等を活用し、子どもたちの自学自習の支援を行う事業（豊中市放課後の学習支援事業。以下「本事業」という。）の実施方法について定めることにより、子どもの居場所の確保と学習習慣の定着及び学習理解度を向上させることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市教育委員会とする。

### (対象児童等)

第3条 本事業の対象は、本事業を実施する実施校に通学し、又は当該実施校区に在住する、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童のうち、第5学年及び第6学年の児童とする。

### (事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 実施校において、放課後における児童の安全・安心な活動拠点として、一部の教室を開放する。
- (2) 学習習慣の定着に向けた指導及び支援を行う。
- (3) 個々の学力や目標に応じた学習指導及び支援を行う。
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な活動を行う。

### (実施校の指定)

第5条 実施校は、学校の施設の状況等を考慮して教育長が指定する。

### (実施場所の指定)

第6条 実施校における事業の実施場所は、当該実施校の校長と協議したうえで、教育長が指定する。

### (実施期間及び実施時間)

第7条 本事業の実施期間及び実施時間は、教育長が別に定める。

### (指導員の配置)

第8条 本事業の実施にあたって、教育長は指導員を実施校に配置するものとする。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年(2024年)7月1日から施行する。